

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した訓令

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

(2) 内容

地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、自己啓発等休業を取得した職員の退職手当の取扱いについて、所要の整備を行うもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和5年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和5年4月1日に地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する
訓令

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「法第28条の2第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第2条」に、「法第28条の3第1項」を「同条例第4条第1項」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程 平成29年3月30日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第8条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）第10条第1項第3号の任命権者が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 自己啓発等休業の期間中の条例第3条に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、市長の承認を受けたこと。</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分 <u>又はこれに準ずる処分を受けていないこと。</u></p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当支給条例第10条第2項又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程 平成29年3月30日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第8条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）第10条第1項第3号の任命権者が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 自己啓発等休業の期間中の条例第3条に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、市長の承認を受けたこと。</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分 <u>（懲戒免職の処分を除く。）</u> 又はこれに準ずる処分を受けていないこと。</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当支給条例第10条第2項又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する</p>

改正後	改正前
<p>場合は、この限りでない。</p> <p>ア 通勤（退職手当支給条例第5条第1項に規定する通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合</p> <p><u>イ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合</u></p> <p><u>ウ 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第2条の規定により退職した場合（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合</u></p> <p><u>エ</u> 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p><u>オ</u> 退職手当支給条例第20条又は公益的法人等派遣条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合</p> <p>(以下、略)</p>	<p>場合は、この限りでない。</p> <p>ア 通勤（退職手当支給条例第5条第1項に規定する通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合</u></p> <p><u>ウ</u> 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p><u>エ</u> 退職手当支給条例第20条又は公益的法人等派遣条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合</p> <p>(以下、略)</p>